

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省発健医第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健 0 4 2 5 第 5 号〕 〔平成 2 9 年 4 月 2 5 日〕</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。</p> <p><u>ただし、東京都が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)及び(38)に係る整備事業については、交付の対象としない。</u></p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 平成11年12月14日健医発第1703号厚生省保健医療局長通知「多剤耐性結核専門医療機関整備事業の実施について」の別添「多剤耐性結核専門医療機関施設整備実施要領」により厚生労働大臣が認める者が整備する多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業</p> <p>(16)～(21) (略)</p> <p>(22) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業</p> <p>(23)～(38) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省発健医第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健 0 3 3 1 第 1 7 号〕 〔平成 2 8 年 3 月 3 1 日〕</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 平成11年12月14日健医発第1703号厚生省保健医療局長通知「多剤耐性結核専門医療機関整備事業の実施について」の別添「多剤耐性結核専門医療機関施設整備事業実施要領」により厚生労働大臣が認める者が整備する多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業</p> <p>(16)～(21) (略)</p> <p>(22) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県が設置する難病相談支援センターの施設整備事業</p> <p>(23)～(38) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>

改正後					現行					
第 1 表～第 2 表 (略)					第 1 表～第 2 表 (略)					
第 3 表					第 3 表					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)	食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)	
	牛海綿状脳症 (BSE) 検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット (冷蔵品) 97,200円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)検査キット (常温品) 32,400円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (3)採材用シリンダー 6,480円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症 (BSE) 検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10		牛海綿状脳症 (BSE) 検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット 108,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)採材用シリンダー 3,570円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症 (BSE) 検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 表 (略)					第 4 表 (略)					
6 (略)					6 (略)					
(交付の条件)					(交付の条件)					
7 (1)～(9) (略)					7 (1)～(9) (略)					
(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が0円の場合を含む。) は、別紙様式7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。					(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式7により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。					

改正後	現行
<p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(11) ～ (17) (略)</p> <p>8～14 (略)</p>	<p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(11) ～ (17) (略)</p> <p>8～14 (略)</p>

改正後		
別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)		
(単位：円)		
施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	191,700	167,800
<p>(注) 平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。</p>		
別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)		
(単位：円)		
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
14,500	20,300	25,400
<p>(注) 平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。</p>		

現行			
別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)			
(単位：円)			
施設種別	難病相談支援センター		
都道府県別	構造別	鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、 長野、沖縄		(182,200) 186,100	(159,400) 163,000
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈 川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、 京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、 鹿児島		(173,500) 177,200	(151,800) 155,200
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、 滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、 香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		(164,700) 168,400	(144,300) 147,400
徳島、愛媛、福岡、大分		(156,100) 159,500	(136,600) 139,700
<p>(注) 平成27年度からの継続事業については上段()書きの単価を適用し、平成26年度からの継続事業については平成26年度の単価を適用する。</p>			
別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)			
(単位：円)			
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	
(13,700) 14,000	(19,300) 19,700	(24,100) 24,600	
<p>(注) 平成27年度からの継続事業については上段()書きの単価を適用し、平成26年度からの継続事業については平成26年度の単価を適用する。</p>			

改正後	現行																				
<p>別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">難病相談支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>34,900</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. <u>平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>暖房設備工事費</th> <th>冷房設備工事費</th> <th>冷暖房設備工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>15,200</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21,300</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26,700</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">難病相談支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>36,600</u></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. <u>平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表2（略）</p> <p>別紙様式 1～6（略）</p>	難病相談支援センター	<u>34,900</u>	暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	<u>15,200</u>	<u>21,300</u>	<u>26,700</u>	難病相談支援センター	<u>36,600</u>	<p>別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">難病相談支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(33,100)</u> 33,900</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. <u>平成27年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成26年度からの継続事業については平成26年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>暖房設備工事費</th> <th>冷房設備工事費</th> <th>冷暖房設備工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(14,400)</u> <u>14,700</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(20,300)</u> <u>20,700</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(25,300)</u> <u>25,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>平成27年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成26年度からの継続事業については平成26年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価） （単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">難病相談支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(34,800)</u> 35,600</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. <u>平成27年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成26年度からの継続事業については平成26年度の単価を適用する。</u></p> <p>別表2（略）</p> <p>別紙様式 1～6（略）</p>	難病相談支援センター	<u>(33,100)</u> 33,900	暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	<u>(14,400)</u> <u>14,700</u>	<u>(20,300)</u> <u>20,700</u>	<u>(25,300)</u> <u>25,800</u>	難病相談支援センター	<u>(34,800)</u> 35,600
難病相談支援センター																					
<u>34,900</u>																					
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費																			
<u>15,200</u>	<u>21,300</u>	<u>26,700</u>																			
難病相談支援センター																					
<u>36,600</u>																					
難病相談支援センター																					
<u>(33,100)</u> 33,900																					
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費																			
<u>(14,400)</u> <u>14,700</u>	<u>(20,300)</u> <u>20,700</u>	<u>(25,300)</u> <u>25,800</u>																			
難病相談支援センター																					
<u>(34,800)</u> 35,600																					

改正後	現行
<p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: center;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(厚生労働大臣 殿) (地方厚生(支)局長 殿)</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定を受けた平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>	<p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: center;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(厚生労働大臣 殿) (地方厚生(支)局長 殿)</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定があった保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱第7(10)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: center;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定を受けた平成 年度〇〇〇補助金について、 交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定 による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助 金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p><u>記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定 収入の割合を確認できる資料)を添付する。</u></p>	<p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: center;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定があった〇〇〇補助金について、交付決定通知 により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報 告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫 補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)</p>